

村山市担い手創造推進協議会 研修費用補助金交付要綱

(目的)

第1条 本市における農業者等のスキルアップを図るため、農業者等が参加する研修会の費用について、この要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助対象者、対象経費及び補助金の額)

第2条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）、補助対象経費及び補助金の額は、別表1のとおりとする。

(補助金交付申請)

第3条 補助金の交付を申請しようとする者は、補助金交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添え、村山市担い手創造推進協議会会長（以下「会長」という。）に提出しなければならない。

- (1) 別表1に掲げる書類
- (2) 上記ほか会長が必要と判断する書類

(補助金交付決定通知)

第4条 会長は、補助金の交付申請があったときは、その内容を審査のうえ適正と認める場合は、補助金交付決定通知書（別記様式第2号）により、補助金の交付を決定し、申請者に通知するものとする。

(帳簿等の保管)

第5条 補助金の交付にかかる帳簿及び証拠書類は、当該年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この要綱は、令和4年5月31日から施行する。

別表 1

項目	内容等
補助対象者	本市に住所・所在地を有する (1) 農業者 (2) 農業法人：農事組合法人、株式会社又は持分会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 575 条第 1 項に規定する持分会社をいう。）であつて、農業を営むものをいう。 (3) 農業者の組織する団体：3 戸以上の農業者により組織される団体のうち、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営について定めのあるものをいう。
補助対象経費	農業に関する（農業経営、栽培技術、スマート農業、マーケティング、GAP 等）研修会の参加経費、資料代
補助金の額	【補助金の上限額】 研修会 1 回あたり 20,000 円 【補助上限研修会数】 1 人あたり 3 回
必要書類	研修会参加経費等の領収書

村山市担い手創造推進協議会 会長 あて

(申請者)

住 所

氏 名

令和 年度村山市担い手創造推進協議会 研修費用補助金交付申請書

令和 年度において村山市担い手創造推進協議会研修費用補助金 円を交付されるよう、村山市担い手創造推進協議会研修費用補助金交付要綱第3条の規定により関係書類を添付して申請する。

	研修会名	参加日	対象経費 (円)		補助金額 (円)
1			参加費	(a)	$(a)+(b)+(c)$ $\times 1/2$ $= (A)$
			資料代	(b)	
			その他	(c)	
2			参加費	(d)	$(d)+(e)+(f)$ $\times 1/2$ $= (B)$
			資料代	(e)	
			その他	(f)	
3			参加費	(g)	$(g)+(h)+(i)$ $\times 1/2$ $= (C)$
			資料代	(h)	
			その他	(i)	
合計					$(A)+(B)+(C)$

- ※添付書類 (1) 対象経費の領収書の写し
 (2) その他会長が必要と判断する書類

様

村山市担い手創造推進協議会 会長

村山市担い手創造推進協議会 研修費用補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付け申請の令和 年度村山市担い手創造推進協議会研修費用補助金の交付申請に対し、令和 年度において下記のとおり補助金の交付を決定したので通知します。

記

- 1 補助金交付決定額 円
- 2 交付条件
補助金の交付にかかる帳簿及び証拠書類は、翌年度から5年間保管すること。